

JCRP22S02-01

認定申請審査業務システムを用いる
JCSS 登録・認定申請等の手引き
(第 1 版)

2020 年 XX 月 XX 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

0. はじめに	3
1. 関係法令・告示	3
2. IAJapan の認定申請審査業務システム及び事業者が用いるべき PC について	3
3. 使用申請(省令第4条第5項及び第7項)	4
4. ログイン、ログアウト及び操作説明書の確認方法	7
4.1 はじめてのログインの方法	7
4.2 ログアウトの方法	7
4.3 操作説明書の確認方法	7
5. 事業者ポータル画面	8
6. 登録・認定(追加、更新、再認定、認定維持、臨時審査含む。)の申請	8
7. 事業者案件対応画面	14
8. 各種届出	15
8.1 登録(登録の更新)申請書訂正願及び記載事項変更届の提出	15
8.2 申請の取下げ並びに中断及び復活の届出	16
8.3 登録事業者報告書の提出	17
8.4 事業承継の届出	17
9. その他	18
10. 各種連絡先	18
様式1—1 電子情報処理組織使用申請書	19
様式1—2 電子情報処理組織(変更又は廃止)申請書	20
様式2 担当者一覧表	21
参考様式 職員等証明書	22

認定申請審査業務システムを用いる JCSS 登録・認定申請等の手引き (JCRP22S02)

0. はじめに

この手引きは、校正事業者が計量法に基づく JCSS 登録(以下、「登録」という。)及び登録に加えて認定国際基準に適合した認定(以下、「認定」という。)の申請及び各種届の提出(以下、「申請等」)を、NITE 認定センター(以下、「IAJapan」)の「認定申請審査業務システム」を用いて行う際に必要な手続き、及び申請等の手順を取りまとめた文書で、「JCSS 登録と認定の取得と維持のための手引き」(JCRP22)及び「JCSS 登録申請書作成のための手引き」(JCRP22S01)を補完する文書です。

1. 関係法令・告示

- ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(以下、「法」)
- ・経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年経済産業省令第8号)(以下、「省令」)
- ・電子情報処理組織による申請等に関する告示(平成15年経済産業省告示第20号)(以下、「告示」)
- ・計量法(平成4年法律第51号)
- ・計量法施行規則(平成5年10月25日通商産業省令第69号)

2. IAJapan の認定申請審査業務システム及び事業者が用いるべき PC について

「認定申請審査業務システム」^{備考1}(以下、「システム」という。)を用いた登録・認定申請を含む審査プロセスにおける各種資料の提出及び授受のイメージを図1に示します。登録・認定審査における登録・認定(申請)事業者(以下、「事業者」という。)、審査チームメンバー及び IAJapan 計量認定課(以下、「計量認定課」という。)担当間の各種資料のやりとり、及び日常業務における事業者からの各種届の提出及び計量認定課による受理を、本システムを介して実施します。

本システムは Web システムとして実装しており、事業者は、PC 端末に特別なアプリケーションをインストールすることなく、Internet Explorer 等の標準ブラウザや Microsoft Office、Adobe Reader などの一般的なミドルウェアのみでシステムを利用できます。システムを使用して申請等を行う場合、事業者が保有する PC からインターネットを經由してシステムに接続し、申請資料や届出書(以下、「資料等」という。)の電子ファイルをアップロードいただくことになります。したがって、事業者が申請等に用いる PC は、以下の基準^{備考2}に適合している必要があります。

- ①システムから入手した提出様式に入力できる機能を有すること。
 - ②システムと通信できる機能を有すること。
- ①について、NITE から配付する提出様式(Word 版)に適切に入力するための PC アプリケ

ーションが必要です。また推奨される PC 利用環境は以下の通りです。

- ・ディスプレイ:解像度:1,366×768 ドット以上
 - ・OS: Microsoft Windows 8.1 (無印)/Pro/Enterprise
Microsoft Windows(R) 10 Home/Enterprise/Pro
Mac OS X 10.10 以上
iOS 9～13
 - ・ブラウザ:Microsoft Internet Explorer 11
Safari 9～13
Google Chrome 最新版
Firefox 最新版
- ※ブラウザは、java スクリプトを有効にする必要があります。
- ・その他:Microsoft Office2010 以降、Microsoft Office365
Adobe Reader X以降 又は PDF ドキュメントビューア

備考 1: 省令第3条第1項で定める「電子情報処理組織」を構成する、IAJapan が使用する電子システム。

備考 2: 告示第1条第2項で定める「申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準」。

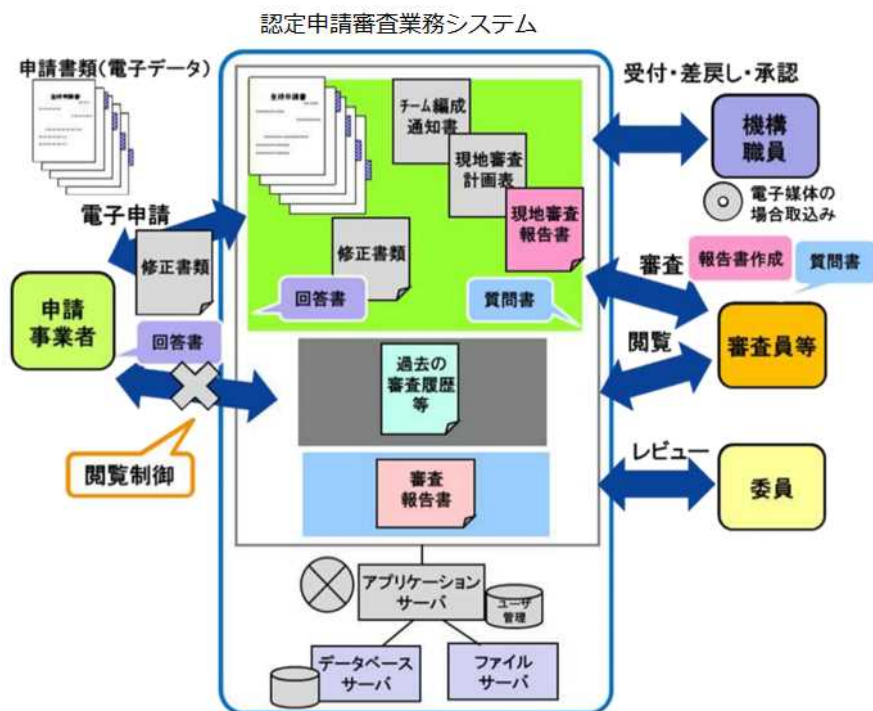


図1 認定申請審査業務システムによる登録審査処理のイメージ

3. 使用申請(省令第4条第5項及び第7項)

3.1 はじめての使用申請

① システムの使用を希望される場合は、計量認定課に次の【送付書類】を郵送ください。内容の適切性を確認でき次第、システムご使用者様(以下、「担当者」という。)に対して、ID、初期パスワード

ード及びログイン URL をメールでお知らせします(使用申請～使用開始のフローを図2に示します)。

担当者は、以下を遵守下さい。

1) 付与されたアカウントのID及びパスワードは他者に漏らさないこと。

2) パスワード設定にあたり、以下を考慮すること。

・パスワードは 8 文字以上かつ英数字混在とする。

・ID と同一の文字列や、ID を逆から書いただけの文字列は使用しない。

・人の名前、地名、一般名詞、電話番号、誕生日、組織名、全部同じ数字・記号、連続した数字・記号の使用は避け、容易に推測されないものとする。

② 既登録・認定事業所におかれましては、はじめての使用申請をされた後、当該システムに最新の申請書添付資料一式の電子ファイルを登録してください。登録方法につきましては、別途計量認定課からご案内いたします。

【送付先】

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター 計量認定課 JCSS オンライン申請担当

TEL: 03-3481-8242 、E-mail: jcass-online@nite.go.jp

【送付書類】

1) 電子情報処理組織使用申請書(様式 1-1)

2) 担当者一覧表(様式 2)

※担当者が複数名の場合にご提出ください。

3) 担当者が申請者の役員又は従業員であることを証する書類

(注意点)

・様式 1-1 及び 2 に記載する担当者は、必要最小限にしてください。

・様式 1-1 及び 2 に記載するメールアドレスは、メーリングリストでも問題ございません。

・「担当者が申請事業者の役員又は従業員であることを証する書類」には、代表者名や事業所長名による職員等の証明書、役員であれば登記事項証明書などの書類を利用できます。当該マニュアル末尾に「参考様式 職員等証明書」がございますので、必要に応じてご活用ください。

なお、職員証の写し、保険証の写しは個人情報保護の観点からご利用いただけません。



図2 システム使用申請～使用開始のフロー

3.2 担当者の変更申請(追加、削除含む)

担当者の申請情報に変更があった場合、担当者を別の者に変更する場合、担当者を追加又は削除する場合は、3.1 に記載した資料 1)～3)を上記送付先に郵送ください。なお資料 1)については、様式 1-2 の「電子情報処理組織使用変更申請書」としてください。さらに、書類 1)及び 2)について、変更内容が容易に把握できるような記述(変更箇所の色を変える、既申請情報に取消線を引く、変更箇所に識別を付すなど)をお願いします。

担当者を追加された場合、追加された担当者に対して、ID、初期パスワード、ログイン URL をメールでお知らせしますので、システムの案内に従ってパスワードを設定してください。

3.3 使用の廃止申請

システムの使用を廃止する場合(事業の全部を廃止される場合を含む。)、3.1 に記載した書類 1)及び 2)を上記送付先に郵送ください。なお書類 1)については、様式 1-2 を「電子情報処理組織使用廃止申請書」としてください。

4. ログイン、ログアウト及び操作説明書の確認方法

4.1 はじめてのログインの方法

- ① 使用申請に基づき計量認定課で処理（ID、初期パスワードの発行）がされますと、システムからログイン画面のURLが記載されたメールが送られます（1. 使用申請のフロー図参照）。ID及び初期パスワードは、別途計量認定課からメールでお知らせします。
- ② URLからログイン画面に入ってください、IDと初期パスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
- ③ ワンタイムパスワードの入力が要求されますので、メールで送られてくるワンタイムパスワードを入力してください。
- ④ パスワード変更画面に移動しますので、「現パスワード」に初期パスワード、「新パスワード」及び「新パスワード（確認）」に新たに設定するパスワードを入力し、「パスワード変更」ボタンを押してください。
- ⑤ 「パスワード変更」ボタンを押すと、事業者ポータル画面にログインできます。

ログイン画面

ワンタイムパスワード入力画面

パスワード変更画面

4.2 ログアウトの方法

- ① 任意の画面 右上の担当者名（ご自身の名前）にマウスカーソルを合わせると「ログアウト」ボタンが表示されます。
- ② 「ログアウト」ボタンを押すとログアウトし、ログイン画面に戻ります。

4.3 操作説明書の確認方法

- ① 任意の画面 右上の担当者名（ご自身の名前）にマウスカーソルを合わせると「ヘルプ」ボタンが表示されます。
- ② 「ヘルプ」ボタンを押すと別ウィンドウで「認定申請審査業務システム操作説明書（事業者向け）」（以下、「操作説明書」という。）のPDFファイルが開きます。必要に応じ参照下さい。

5. 事業者ポータル画面

システムにログインすると、事業者ポータル画面に移動します。事業者ポータル画面からは、次の作業を行うことができます。

事業者ポータル画面

1) パスワードの変更 → パスワード変更

事業者名 東京渋谷校正センター
事業所名 西原校正室
プログラム名 JCSS
認定識別

2) 申請登録 → 申請登録

3) 更新申請 ↓

審査の種類	認定コース	審査工程	案件番号	申込日	認定日	届出更新日	操作
登録審査 (初回審査)	JCSS-登録 JCSS-MRA	更正完了	123456	2020/02/21		2020/03/09 10:49...	更新申請 選択

お知らせ

4) 審査の記録等の確認 ↑

5) お知らせの確認 ↑

Copyright © National Institute of Technology and Evaluation. All rights reserved.

事業者ポータル画面

1) パスワードの変更

「パスワード変更」ボタンを押すとパスワード変更画面に移動します。システムの表示に従って変更してください。

2) 申請登録

「申請登録」ボタンを押すと申請登録画面(6. 参照)に移動します。当該画面から、次の申請・届出を行うことができます。なお、申請内容の変更の届出については、事業者案件対応画面(7. 参照)の「10. 記載事項変更」から行っていただくこととなります。

詳細は、「6. 登録・認定(追加、更新、再認定、認定維持、臨時審査含む。)の申請」、「8. 各種届出」をご確認ください。

3) 更新申請

「更新申請」ボタンを押すと、申請登録画面に移動します。当該ボタンから申請登録画面に移動すると、「関連案件番号」の項目が表示され、申請中に前回の審査の記録等を確認することができます。

詳細は、「6. 登録・認定(追加、更新、再認定、認定維持、臨時審査含む。)の申請」をご確認ください。

4) 審査の記録等の確認

「選択」ボタンを押すと、事業者案件対応画面(7. 参照)に移動します。この画面からは現在受けている審査やこれまでに受けた審査の記録等を確認することができます。

5) お知らせの確認

申請の差戻し連絡、システムに登録された書類の確認願いなどのお知らせが表示されます。なお、表示される各種お知らせの内容は、システムから担当者宛てに送信されるメールによってもご連絡いたします。

6. 登録・認定(追加、更新、再認定、認定維持、臨時審査含む。)の申請

- 1) 事業者ポータル画面(4. 参照)から「申請登録」ボタンを押すと申請登録画面に移動します。当該画面は、「申請登録」と「申請書・添付資料」の入力箇所がございます。以下に従って、そ

それぞれ必要な情報を入力してください。

- ② 入力完了後、「登録」ボタンを押すと申請が行われます。計量認定課において内容を確認し、差戻し又は受理の連絡をいたしますので、計量認定課から案内があるまでお待ちください。

申請登録画面 内藤 茂雄

戻る

↓ **申請登録の入力箇所**

申請登録

プログラム

事業名

事業所名

認定コース JCSS-登録 JCSS-MRA

審査の種類1 審査の種類2

申請日

申請書・添付書類の入力箇所 「登録」ボタンを押して申請完了 ⇨ 登録

申請書

ファイル名	備考	操作
<input type="text"/>	<input type="text"/>	参照... 一括登録 登録

添付資料

ファイル名	備考	操作
<input type="text"/>	<input type="text"/>	参照... 一括登録 登録

↑ **申請書・添付書類の入力箇所** 「登録」ボタンを押して申請完了 ⇨ 登録

申請登録画面

【申請登録】

「申請登録中の各項目」に対して、下表とおり情報を入力してください。登録と認定を同時に申請される場合は、下表「登録に関する申請」の情報入力に加えて、下表「認定に関する申請」の情報入力が必要となります。

申請登録中の各項目	登録に関する申請	認定に関する申請
申請コース	JCSS-登録の口 [○] にチェックをつけてください。 (注意点) 登録と認定を同時に申請される場合は、JCSS-登録の口とJCSS-MRAの口の両方にチェックを付けてください。申請される審査の種類 [○] の組み合わせについては、下欄の(注意点)をご確認ください。	JCSS-MRAの口 [○] にチェックをつけてください。
審査の種類	「審査の種類1」のドロップダウンリストから、申請する審査の種類を選択してください。 ● <u>ドロップダウンリスト項目</u> ・登録審査(初回審査) ・登録審査(区分追加審査) ・登録審査(範囲拡大審査) ・更新審査 (注意点) 1) 選択の組み合わせは、原則として「登録審査(初回審査)と認定審査(初回審査)」、「登録審査(区分追加審査)と認定審査(区分追加審査)」、「更新審査と再認定審査」となります。 2) 認定維持審査、臨時審査を申請される際、上欄「申請コース」のJCSS-MRAの口 [○] のみにチェックをつけてください。 3) ドロップダウンリスト中の事業承継届、事業廃止届については「8. 各種	「審査の種類2」のドロップダウンリストから、申請する審査の種類を選択してください。 ● <u>ドロップダウンリスト項目</u> ・認定審査(初回審査) ・認定審査(区分追加審査) ・認定審査(範囲拡大審査) ・再認定審査 ・認定維持審査 ・臨時審査

	届出」をご確認ください。
申請日	各種申請書に記載の申請日を記入してください。登録と認定を同時に申請される場合は、申請日を合わせてください。

【申請書・添付資料】

操作説明書「4.5. 申請登録画面」に従って次の書類をアップロードしてください。なお、各種様式は「JCSS登録及び認定の取得と維持のための手引き」、「JCSS登録申請書作成のための手引き」及びJCSS公開文書一覧 各様式ダウンロード

(<https://www.nite.go.jp/iajapan/jcss/documents/index.html#n04>)をご確認ください。

1) 申請書にアップロードする資料

審査の種類に応じて、次の資料をアップロードしてください。なお、システム使用において下表の各申請書への押印は省略することができます。

- ① 登録審査(初回審査)及び認定審査(初回審査)又は登録審査(区分追加審査)及び認定審査(区分追加審査)の申請を行う場合

登録に関する資料	認定に関する資料 (認定を受けない場合は不要)
様式81 登録申請書	様式1 JCSS認定(再認定)申請書
様式81 別紙(登録を受けようとする区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び拡張不確かさ)	-

- ② 認定維持審査の申請を行う場合

登録に関する資料	認定に関する資料
	様式5 JCSS認定維持審査申請書

- ③ 登録更新審査及び再認定審査の申請を行う場合

登録に関する資料	認定に関する資料 (認定を受けていない場合は不要)
様式81の2 登録更新申請書	様式1 JCSS認定(再認定)申請書
様式81 別紙(登録を受けようとする区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び拡張不確かさ)	-

- ④ 臨時審査の申請を行う場合

登録に関する資料	認定に関する資料
-	様式6 JCSS臨時審査申請書

2) 添付資料としてアップロードする資料

- ① 登録審査(初回審査)及び認定審査(初回審査)又は登録審査(区分追加審査)及び認定審査(区分追加審査)の申請を行う場合

- ・以下の例に倣い作成したアップロードする資料の一覧表。
- ・「JCSS登録申請書類作成のための手引き」の表1-1中の「施行規則第91条で規定された添付書類」。
- ・同手引き表1-2に規定される資料。(標準物質生産者としての認定を希望する場合に限る。)

例) アップロードする資料の一覧表

＜アップロード資料一覧表＞	
最終更新日: 2020年4月1日	
事業所名: 東京渋谷校正センター 西原校正室	登録番号: 0001
ファイル名	最終更新日
[0001]登録更新申請書	2020年4月1日
[0001](別紙)登録更新申請書	2020年4月1日
[0001]JCSS再認定申請書	2020年4月1日
[0001]添付1-1_事業概況	2020年4月1日
[0001]添付1-2_履歴事項全部証明書 (略)	2020年4月1日
[0001]添付8_品質マニュアル	2020年4月1日
[0001]添付9_トレーサビリティ体系図	2020年4月1日
[0001]添付10-1_一次元寸法測定器校正手順書	2020年4月1日
[0001]添付10-2_分銅校正手順書	2020年4月1日
[0001]添付11-1-1_一次元寸法測定器不確かさ評価手順書	2020年4月1日
[0001]添付11-1-2_一次元寸法測定器不確かさバジェット表	2020年4月1日
[0001]添付11-1-1_分銅不確かさ評価手順書	2020年4月1日
[0001]添付11-1-2_分銅不確かさバジェット表 (略)	2020年4月1日

② 認定維持審査の申請を行う場合

・①と同じ書類を全て提出してください。*ただし、該当する場合(変更が生じた資料がある場合)は、別途、記載事項変更届(8.1. 参照)をご提出ください。

③ 登録更新審査及び再認定審査を行う場合

・①と同じ書類を全て提出してください。

④ 臨時審査の申請を行う場合

・①と同じ書類を全て提出してください。*ただし、該当する場合(変更が生じた資料がある場合)は、別途、記載事項変更届(8.1. 参照)をご提出ください。

3) アップロードする資料のファイル名

① 登録審査(初回審査)及び認定審査(初回審査)の申請を行う場合

・ファイル名を「[新規]+資料名」としてください。

例) [新規]登録申請書
 [新規]添付2-1_技能試験結果
 [新規]添付11_〇〇校正バジェット表
 [新規]添付15_〇〇器校正証明書 など

② ①以外の場合

・ファイル名を「[登録番号(半角数字)]+資料名」(例1)としてください。
 ただし、区分追加審査の場合又は複数の区分で登録・認定を受けておりそれらが同一の登録(登録更新)日・認定(再認定)日ではない場合は、ファイル名を「[登録番号(区分名)]+資料名」(例2及び例3)としてください。

例1 [0001]JCSS認定維持審査申請書
 [0001]添付3_組織図
 [0001]添付4_校正従事者 など

例2 [0001(長さ)]登録申請書
 [0001(長さ)]添付10_〇〇校正手順書
 [0001(長さ)]添付12_設備機器管理規定 など

例3 [0001(質量)]登録更新申請書
 [0001(長さ)]添付1-2_履歴事項全部証明書
 [0001(長さ)]添付13_校正証明書発行規定 など

- 注記1: 提出が必要な資料については、「JCSS登録及び認定の取得と維持のための手引き」(JCRP22)及び「JCSS登録申請書類作成のための手引き」(JCRP22S01)をご確認ください。
- 注記2: 提出する電子ファイルの形式(拡張子)は、PDFファイル(.pdf)、ワードファイル(.docx、.doc)、エクセルファイル(.xlsx、.xls)など、一般的に使用されている形式をご利用ください。実行ファイル(.exe)はご使用いただけません。
- 注記3: 提出が必要な資料のうち、「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」、「登録免許税の納付を証明するもの(登録免許税納付領収証書)」、「誓約書」及び「機密保持に関する合意書」については、原紙を計量認定課宛に郵送してください。
- 注記4: 注記3に掲げる資料以外にも、やむを得ない理由があれば、アップロードすべき資料の一部を書面にて提出することができます。その場合は、書面にて提出する資料に本システムの使用にかかるご担当者様IDを明記し、システムへの申請日から起算して3日以内に計量認定課宛にご提出ください。
- 注記5: 電子ファイルにてアップロードされた資料について、解像度の低さ等により解読困難であると判断された場合は、書面による提出を依頼する場合があります。

(注意点)

- ・添付ファイルは、様式ごと、文書ごとに作成してください。例えば、[0001]添付3_組織図と[0001]添付4_校正従事者は別ファイルとしてください。

<参考: 各種申請中に前回の審査案件の記録を確認する方法>

各種申請中に前回の審査案件の記録を確認されたい場合は、事業者ポータル画面(5. 参照)から、前回の審査案件の「更新申請」ボタンを押してください。

当該ボタンから、申請登録画面(下図)に移動すると、画面中に「関連案件番号」の項目が表示されます。項目内の番号を押すと、前回の審査案件の事業者案件対応画面(7. 参照)に移動し、当時の審査の記録等を確認することができます。また、事業者案件対応画面の右上の「戻る」ボタンを押すと、申請登録画面に戻ることができます。

申請登録画面

戻る

更新申請

プログラム

事業者名

事業所名

認定コース JCSS-登録 JCSS-MRA *

審査の種類1 *(審査の種類1または2から1つ以上必須選択) 審査の種類2 *(審査の種類1または2から1つ以上必須選択)

申請日 *

認定識別

関連案件番号 ← **関連案件番号**

申請書・添付資料

申請書		備考	操作
ファイル名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	参照... 一括登録 登録

添付資料		備考	操作
ファイル名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	参照... 一括登録 登録

登録

「更新申請」ボタンにより移動した申請登録画面

7. 事業者案件対応画面

各審査工程に応じた項目の操作(ファイルのアップロード、ダウンロードやコメントの追加、表示など)を実施できます。使用方法は、操作説明書「4.6. 事業者案件対応画面」をご参照ください。

登録(登録の更新)申請内容及び認定(再認定)申請内容の変更の届出、申請の取下げ並びに中断及び復活の届出も当該画面から行うこととなります。詳細は、「6. 各種届出」をご確認ください。

事業者 ▼

事業者名 東京渋谷校正センター

事業所名 酒原校正室

案件番号 JC0001

認定コース名 JCSS-登録 / JCSS-MRA

審査の種類 登録審査(初回審査)

状態 担当者決定済

1. 申請受付・受理 ▼

GO

戻る

1. 申請受付・受理 ▼

2. チーム編成・通知

3. 書類審査

4. 現地審査

5. 是正報告

6. 審査報告

7. 認定内容の確認

8. 認定証発行

9. 審査中断・再開、取下げ

10. 記載事項変更

11. その他届出

8. 各種届出

各種届出書の様式や記載例については、「JCSS登録及び認定の取得と維持のための手引き」及び「JCSS登録申請書類作成のための手引き」をご確認ください。なお、システム使用において各届出書への押印は省略することができます。

8.1 登録(登録の更新)申請書訂正願及び記載事項変更届の提出

- ① 事業者ポータル画面(5. 参照)から、登録(登録の更新)申請書訂正願の場合は、現在進行中の登録(登録更新)・認定(再認定)審査案件(案件番号: C〇〇〇〇)、記載事項変更届の場合は、直近の登録(登録更新)・認定(再認定)審査案件(案件番号: C〇〇〇〇)の「選択」ボタンを押し、事業者案件対応画面(7. 参照)に移動してください。
- ② 登録するファイル名は、「[案件番号(半角英数字)]+資料名」としてください。
なお、6. 2)で作成した「アップロードする資料の一覧表」を最新の情報に更新し、登録してください。

例) [C0001]記載事項変更届
[C0001]添付3_組織図
[C0001]添付8_品質マニュアル など

例)アップロードする資料の一覧表

* 登録更新申請書の別紙及び品質マニュアルの変更を記載事項変更届により届出る事例。

＜アップロード資料一覧表＞	
	最終更新日: 2020年10月1日
事業所名: 東京渋谷校正センター 西原校正室	登録番号: 0001
ファイル名	最終更新日
[0001]登録更新申請書	2020年4月1日
[C0001](別紙)登録更新申請書	2020年10月1日
[0001]JCSS再認定申請書	2020年4月1日
[0001]添付1-1_事業概況 (略)	2020年4月1日
[C0001]添付8_品質マニュアル	2020年10月1日
[0001]添付9_トレーサビリティ体系図	2020年4月1日
[0001]添付10-1_一次元寸法測定器校正手順書	2020年4月1日
[0001]添付10-2_分銅校正手順書	2020年4月1日
[0001]添付11-1-1_一次元寸法測定器不確かさ評価手順書	2020年4月1日
[0001]添付11-1-2_一次元寸法測定器不確かさバジェット表	2020年4月1日
[0001]添付11-1-1_分銅不確かさ評価手順書	2020年4月1日
[0001]添付11-1-2_分銅不確かさバジェット表 (略)	2020年4月1日

- ③ 事業者案件対応画面の「10. 記載事項変更」に「申請日」、「記載事項変更届」、「添付資料」の入力箇所があります。以下に従って、必要な情報を入力してください。
- ④ 入力完了後、「登録」ボタンを押すと届出が行われます。届出後、「通知」ボタンを押してください。計量認定課において内容を確認し、差戻し又は受理の連絡をいたしますので、計量認定課から案内があるまでお待ちください。

事業者案件対応画面「10. 記載事項変更」

入力項目	届出資料等
申請日	各様式右上記載の届出日を入力
記載事項変更届	登録(登録更新)申請書訂正願又は様式第82 記載事項変更届を登録
添付資料	JCSS登録申請書類作成のための手引きの表1-1中の「施行規則第91条で規定された添付書類」のうち、変更した書類 (注意点) <ul style="list-style-type: none"> ・保存時の注意点について、「6. の(注意点)」をご確認ください。 ・ファイル内の一部のページのみを変更された場合、差分のファイルをアップロードするのではなく、元のファイルの修正ファイルをアップロードしてください。例えば、品質マニュアルの全ページを含むファイル中、履歴及び5ページ目のみを修正された場合であっても、品質マニュアルの全ページを含むファイルをアップロードしてください。

注記: 電子ファイルにてアップロードされた資料について、解像度の低さ等により解読困難であると判断された場合は、書面による提出を依頼する場合があります。

8.2 申請の取下げ並びに中断及び復活の届出

- ① 事業者ポータル画面(5. 参照)から、申請の取下げ並びに中断及び復活を届け出る審査中の案件の「選択」ボタンを押し、事業者案件対応画面(7. 参照)に移動してください。
- ② 事業者案件対応画面の「9. 審査中断・再開・取下げ」に「変更種類」、「申請日」、「各種変更申請書」の入力箇所があります。以下に従って、必要な情報を入力してください。
- ③ 入力完了後、「登録」ボタンを押すと届出が行われます。届出後、「通知」ボタンを押してください。計量認定課において内容を確認し、差戻し又は受理の連絡をいたしますので、計量認定課から案内があるまでお待ちください。

事業者案件対応画面「9. 審査中断・再開・取下げ」

入力項目	届出書類等
変更種類	ドロップダウンリストから、「申請中断」、「再開」、「取下げ」の何れかを選択
申請日	各様式右上部記載の届出日を入力
各種変更申請書	登録(登録更新)中断願、登録(登録更新)復活願又は登録(登録更新)取下願を登録

8.3 登録事業者報告書の提出

事業者ポータル画面(5. 参照)から、直近の登録(登録更新)の案件を選択し、事業者案件対応画面の「11. その他届出」の「その他届出」に様式第92 登録事業者報告書を登録し、通知ボタンを押してください。

8.4 事業承継の届出

事業承継がされた場合、計量認定課にご連絡ください。必要な手続きをご案内いたします。

8.5 事業廃止の届出

- ① 事業者ポータル画面(5. 参照)から「申請登録」ボタンを押すと申請登録画面(6. 参照)に移動します。当該画面は、「申請登録」と「申請書・添付資料」の入力箇所がございます。以下に従って、事業廃止に必要な情報を入力してください。
- ② 入力完了後、「登録」ボタンを押すと届出が行われます。計量認定課において内容を確認し、差し戻し又は受理の連絡をいたしますので、計量認定課から案内があるまでお待ちください。

【申請登録】

「申請登録中の各項目」に対して、下表とおりの情報を入力してください。

申請登録中の各項目	登録に関する届出	認定に関する届出
申請コース	JCSS-登録の口をチェックをつけてください。 (注意点) 登録と認定の両方を受けられている場合は、JCSS-登録の口とJCSS-MRAの口の両方にチェックを付けてください。ただし、この場合であっても認定のみを廃止されたときは、JCSS-MRAの口のみをチェックを付けてください。	JCSS-MRAの口をチェックをつけてください。
審査の種類 (届出の種類)	「審査の種類1」のドロップダウンリストから、「事業廃止届」を選択してください。 (注意点) 登録と認定の両方を受けられている場合は、両方のドロップダウンリストから事業廃止届を選択してください。ただし、この場合であっても認定のみを廃止するときは、「審査の種類2」のドロップダウンリストのみ選択してください。	「審査の種類2」のドロップダウンリストから、「事業廃止届」を選択してください。
申請日 (届出日)	各種届出書に記載の届出日を記入してください。登録と認定の両方を廃止された場合は、届出日を合わせてください。	

【申請書・添付資料】

操作説明書「4.5. 申請登録画面」に従って次の書類をアップロードしてください。なお、各種様式は手引きをご確認ください。

● 申請書・添付資料にアップロードする書類

システム使用において各届出書への押印は省略することができます。また、「JCSS登録及び認定の取得と維持のための手引き」に記載されている下表の書類以外(登録証及び該当する場合認定証)については、原紙を計量認定課宛に郵送してください。

入力項目	登録に関する届出資料 (認定のみ廃止した場合は不要)	認定に関する届出資料 (認定を受けていない場合は不要)
申請書	様式第83 事業廃止届	様式7 JCSS認定事業廃止届出書
添付資料	様式第92 登録事業者報告書(当該年度の実績を記載してください。)	

9. その他

システムに何らかの異常を発見した場合は、速やかに計量認定課に連絡して下さい。

10. 各種連絡先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター 計量認定課 JCSSオンライン申請担当
E-mail: jcss-online@nite.go.jp、Tel: 03-3481-8242

以上

様式1—1 電子情報処理組織使用申請書

電子情報処理組織使用申請書

年 月 日

独立行政法人
製品評価技術基盤機構理事長 殿

住所
氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 ㊟

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第5項の規定に基づき、下記のとおり電子情報処理組織の使用に係る事項を申請します。

なお、書面等の記載事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録し電子情報処理組織に入力する場合には、当該書面等に記載されている事項と相違ない事項が記録されたファイルを入力します。

記

フリガナ		所属及び役職	
担当者氏名			
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※識別番号			

事業所の名称													
法人番号:有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/>													

備考 事業所の名称の欄に、登録を受けようとする事業所又は登録を受けている事業所の名称を記入すること。

法人にあつては、上記「有り 」にレ点等のしるしを付し、13桁の法人番号を記載すること。法人でない場合は、「無し 」にレ点等のしるしを付すこと。

- 注 (1) この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
 (2) 担当者が複数の場合は、様式第2に記入し、添付すること。
 (3) 担当者が申請者の役員又は従業員であることを証する書類を添付すること。
 (4) ※印の欄は記入しないこと。
 (5) 提出事項に変更があつた場合には、備考欄に変更事項を記入し、当該事実を証する書類を添付の上、提出すること。
 (6) 押印することに代えて、署名することができる。

様式1—2 電子情報処理組織(変更又は廃止)申請書

電子情報処理組織使用(変更又は廃止)申請書

年 月 日

独立行政法人
製品評価技術基盤機構理事長 殿

住所
氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 ㊟

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第7項の規定に基づき、下記のとおり電子情報処理組織の使用の(変更又は廃止)に係る事項を申請します。

記

フリガナ		所属及び役職	
担当者氏名			
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※識別番号			

事業所の名称												
法人番号:有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/>												

備考 事業所の名称の欄に、登録を受けようとする事業所又は登録を受けている事業所の名称を記入すること。

法人にあつては、上記「有り 」にレ点等のしるしを付し、13桁の法人番号を記載すること。法人でない場合は、「無し 」にレ点等のしるしを付すこと。

- 注 (1) この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
 (2) 不要の文字は、削除すること。
 (3) 担当者が複数の場合は、様式第2に記入し、添付すること。
 (4) 担当者が申請者の役員又は従業員であることを証する書類を添付すること。
 (5) ※印の欄は記入しないこと。
 (6) 提出事項に変更があつた場合には、備考欄に変更事項を記入し、当該事実を証する書類を添付の上、提出すること。
 (7) 押印することに代えて、署名することができる。

様式2 担当者一覧表

担当者一覧表

フリガナ ----- 担当者氏名		所属 及び 役職	
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※ 識別番号			

フリガナ ----- 担当者氏名		所属 及び 役職	
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※ 識別番号			

フリガナ ----- 担当者氏名		所属 及び 役職	
電話番号			
電子メールアドレス			
備考			
※ 識別番号			

- (1) この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とすること。
- (2) ※印の欄は記入しないこと。
- (3) 提出事項に変更があった場合には、備考欄に変更事項を記入し、当該事実を証する書類を添付の上、提出すること。

参考様式 職員等証明書

職員等証明書

以下の者が電子情報処理組織使用(変更、廃止)申請書の申請者の役員又は職員であることを証明いたします。

氏名	所属及び役職(本証明書の日付時点)

以上

年 月 日

住所
法人の名称又は事業所の名称
代表者又は事業所の長の氏名 ⑩